

令和4年度航空科学技術委員会における研究評価計画（案）

令和4年5月26日
科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会
航空科学技術委員会

1. 評価の目的

国が定めた政策や研究開発プログラムの目的や目標を達成するために実施される個々の課題ごとに評価することにより、実施の可否を判断するとともに、実施されている研究開発の質の向上や運営改善、計画の見直し等につなげる。航空科学技術委員会は「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成14年6月20日 文部科学大臣決定、平成29年4月1日最終改定、以下「評価指針」）に基づき、令和4年度の研究開発課題の研究評価について以下のとおり実施する。

2. 評価対象課題

(1) 事前評価

- ・既存形態での航空輸送・航空機利用の発展に必要な研究開発（仮）
- ・次世代モビリティ・システムによる更なる空の利用に必要な研究開発（仮）
- ・デザイン・シナリオを実現するための基盤技術の研究開発（仮）

(2) 中間評価

本年度は、該当なし。

(3) 事後評価

本年度は、該当なし。

3. 評価方法

(1) 事前評価

航空科学技術委員会において、課題の概要について事務局より説明。委員から質疑応答・討議を行うとともに、評価票案について検討を行い、とりまとめを行う。評価結果は研究計画・評価分科会で決定。

(2) 中間評価

本年度は、該当なし。

(3) 事後評価

本年度は、該当なし。

4. 留意事項

(1) 利害関係者の範囲

評価を実施するにあたっては、評価指針にのっとり、公正で透明な評価を行う観点から、

原則として、利害関係者が評価に加わらないようにする。ただし、利害関係を有する可能性のある者を評価に加える必要がある場合には、その理由や利害関係の内容を明確にする。

また、以下のいずれかに該当する委員は、当該課題の評価に加わらないこととする。

- ① 評価対象課題に参画している者
- ② 被評価者（実施課題の代表者）と親族関係にある者
- ③ 利害関係を有すると自ら判断する者
- ④ 委員会において、評価に加わらないことが適当であると判断された者

5. その他

- ・必要に応じて会議の開催に代えてメール等の手段により、委員の意見を提出することができるものとする。
- ・評価の実施に当たって、その他必要となる事項については別途定めるものとする。